

請求に関するQ&A

Q. 1 請求方法をインターネット請求に変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A. 1 連合会に「介護給付費等の請求及び受領に関する届」等の提出が必要となります。

詳しくは、介護事業者コーナーの「介護給付費等のインターネット請求について」をご覧ください。

Q. 2 請求期間（1日～10日）に、既に提出した当月分の請求について誤りに気がきました。

差し替えは可能ですか？

A. 2 差し替えたい請求分の伝送データを取り消した後、正しいデータを送信してください。

なお、操作手順については、お使いのソフト会社にご確認ください。

また、電子媒体（CD-R等）及び紙請求については、請求期間中でも差し替えはできません。

Q. 3 過去に請求した内容に誤りがあることに気がきました。

内容を訂正したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A. 3 利用者の該当保険者（さいたま市は各区役所）に、「介護給付費明細書等取消（過誤）申立書」を提出して、請求明細書の取り消しの申立て（過誤申立）を行ってください。

詳しくは、介護事業者コーナーの「明細書の取消し（過誤）を依頼する場合」をご覧ください。

Q. 4 「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が届きましたが、どのような対応が必要ですか？

A. 4 該当帳票の主な内容の見方や対応方法については、介護事業者コーナーの「よくある返戻（保留）の事例とその対応方法」の「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の見方と対応について（PDF）」に掲載していますので、ご覧ください。

Q. 5 月の途中で利用者の要介護（支援）度が変更になった場合、どのように請求すればよいですか？

A. 5 以下を参考に請求してください。

請求明細書・給付管理票の別	内 容	
請求明細書（居宅介護支援、介護予防支援以外）※	被保険者欄に入力する要介護度	変更後（月末直近）の要介護状態区分
	サービスコード	変更前後それぞれの要介護状態区分に応じたサービスコード
請求明細書（居宅介護支援、介護予防支援）	被保険者欄に入力する要介護度	変更後（月末直近）の要介護状態区分
	サービスコード	変更後（月末直近）の要介護状態区分に応じたサービスコード
給付管理票	被保険者欄に入力する要介護度	変更前後のいずれか重い方の要介護状態区分
	支給限度基準額	変更前後のいずれか重い方の要介護状態区分に応じた支給限度基準額

※ 要介護⇔要支援の変更の場合、要介護と要支援の請求明細書の様式が異なるため、同じ被保険者番号をもつ利用者でも1月に請求明細書を2枚請求することになります。

Q. 6 月の途中で生活保護単独受給者が65歳の誕生日を迎えた場合、どのように請求すればよいですか？

A. 6 65歳になることによって、「生活保護単独受給者」から「介護保険と生活保護の併用受給者」に変わります。

被保険者番号も変わることになるので、給付管理票・請求明細書・居宅介護支援費はそれぞれの番号で1枚ずつ、計2枚必要です。

また、「生活保護単独受給者」の場合、給付率は【公費100%】、「介護保険と生活保護の併用受給者」の場合、給付率は【保険90%、公費100%】で請求ください。

Q. 7 月の途中で利用者の居宅支援事業所が変更になった場合、どのように請求すればよいですか？

A. 7 給付管理票の作成は、月末時点で市町村への届出対象となっている居宅介護支援事業所が行います。

居宅介護支援費についても月末の居宅介護支援事業所が請求します。(保険者が変わらない場合)

要介護⇔要支援の変更の場合についても、基本的には同様です。

※ 小規模多機能型居宅介護サービスの利用者については、以下のとおりです。

【その月に居宅介護支援を受けた場合】

居宅介護支援事業所が、小規模多機能型居宅介護サービスを含めた給付管理票を作成します。

【その月に居宅介護支援を受けていない場合】

小規模多機能型居宅介護事業所が小規模多機能型居宅介護サービスのみの給付管理票を作成します。

この場合、居宅介護支援費の請求は行いません。

Q. 8 生活保護受給者の公費負担者番号・受給者番号を入力しないで請求してしまった場合、どうすればよいですか？

A. 8 生活保護受給者の公費負担者番号を入力せず請求しても、別の事由がない限り返戻にはなりません。

返戻にならず、決定している場合は、該当の市町村に過誤の申立をしてください。

給付管理票については、公費負担者番号を入力する欄がないため、入力の必要はありません。

Q. 9 月の途中で利用者が入院した場合、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は、月額包括報酬の日割り請求となるのでしょうか。

A. 9 月の途中で利用者が入院した場合、利用者との契約が解除されていれば、月額包括報酬の日割り請求をすることになります。

ですので、利用者との契約が解除されていない場合は、月額包括報酬の日割り請求ではなく、月額包括報酬の算定となります。

なお、利用者が月を通じて1か月間入院し、自宅にいないような場合は、サービスを利用できるような状況にないため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の算定はできません。

※月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については、下記資料で御確認ください。

月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について（PDF）

（平成30年3月30付け厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」の「資料Ⅰ 介護報酬改定関係資料」の「資料9」より）